

第2章

緑の基本計画 2008 の評価



第2章

緑の基本計画 2008の評価

1 緑の基本計画2008の評価

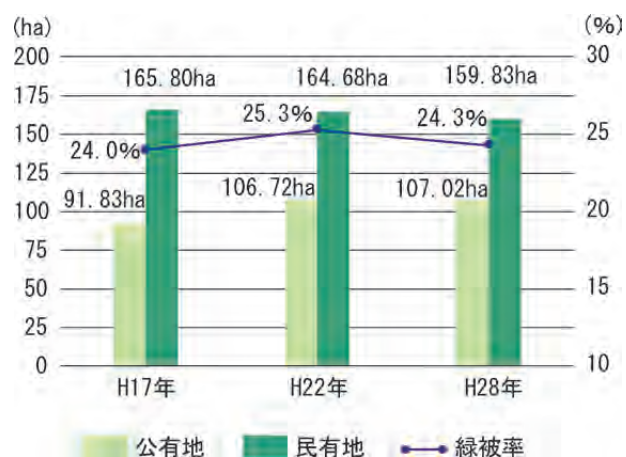
「緑の基本計画2008」（以下、旧計画）で設定した目標や各施策の成果と進捗状況について、評価・検証を行い、課題を明確にし、今後10年の目標や取組む施策に活かしていきます。

(1) 目標の達成状況

1) 緑被率*の目標について

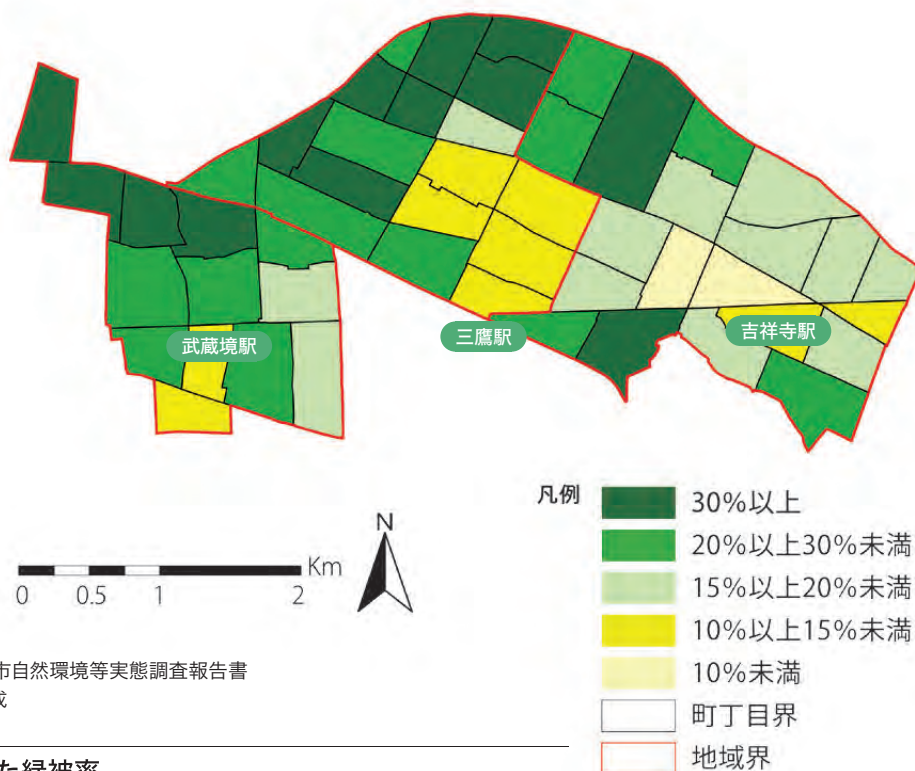
上空からみた緑で被われている緑被地の割合を示す緑被率は、旧計画時点の24.0%（平成17年）から、公有地の緑の増加によって、25.3%（平成22年）に上昇しましたが、その後、民有地の緑が

徐々に減少したことや、行政面積の変更などの要因により、現在は24.3%（平成28年）と、平成17年との比較では、横ばいとなっています。また、地域別に緑被率をみると、吉祥寺地域や駅周辺で低い傾向にあることがわかります。（[図11・12]）



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書
（平成29年4月）より作成

【図11】緑被率と緑被地面積の推移



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書
（平成29年4月）より作成

【図12】地域別にみた緑被率

2) 歩いていくことのできる公園の整備率*について

市内のどこに住んでいても、歩いて行ける範囲（誘致距離*250mの範囲）に公園があることを目指したこの目標については、整備率84%（平成22年）

から86.5%（平成28年）と2.5%上昇しています。一方で市内の公園緑地の整備が進みつつも、地域に偏りが生じています。（[図13]）



〔図13〕公園緑地の整備状況と公園空白地域*について

・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成
・この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度）を使用したものである。（30都市基交著第23号）

(2) 旧計画の施策の進捗状況

旧計画では、「新たな緑を育む」「今ある緑を守る」「協働を推進する」の3つの基本方針と31の施策に沿って、緑の保全・創出・協働の推進を進めてきました。その施策の成果と進捗状況を示します。

1) 新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

「拠点や身近な緑をつくる」ための個別施策は、「公園緑地の整備・拡充」「学校の緑の充実」「公共施設の緑化」「壁面・屋上緑化の推進」「緑化指導の推進」「緑の創出施策の研究と実施」です。

公園緑地は新たに2.39haの整備・拡充を進めました。

整備・拡充にあたっては、ワークショップ*などを実施し、市民ニーズを捉えた特色ある公園づ

くりを行いました。

学校の緑については、全小学校に整備したビオトープ*を活用した講座を行っています。また、校内の大木は樹木診断を行い、更新を実施しています。

緑化指導の推進は、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を引き継いだ「武蔵野市まちづくり条例*」が平成20年に制定され、法的な手続き



ワークショップを実施し、整備した吉祥寺の杜宮本小路公園

が行えるようになりました。また、市内では緑地協定の締結、地区まちづくり計画が認定されました。

一方で公共施設の緑化強化策の検討、企業や市民の緑化を誘導するための壁面・屋上緑化の助成制度、緑の創出施策の検討は、情報の収集にとどまっています。

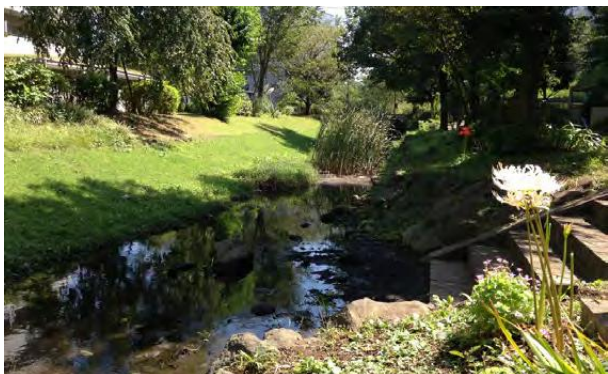
緑と水のネットワークを進める

「緑と水のネットワークを進める」ための個別施策は、「仙川水辺環境整備基本計画*」の推進「千川上水の整備」「玉川上水沿線の緑化」「道路緑化・緑道整備の推進」「接道部緑化の推進」です。

仙川は、計画に基づき約1km区間の整備を実施しました。千川上水は、「千川上水整備基本計画*」を策定し、10ヶ年の計画的な整備に取り組んでいます。玉川上水沿線の緑化は、関係機関や市民団体と連携して情報交換を行っており、一部区間では遊歩道を整備しています。

道路整備の際には、関係機関との調整や住民への説明を行いながら、街路樹などの道路緑化に取り組んでいます。

接道部緑化*の推進は関係部署と連携を図り、助成制度の周知に取り組んでいます。



「仙川水辺環境整備基本計画」に基づき、護岸などの整備を行った仙川

2) 今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

「緑を維持し充実させる」ための個別施策は、「公園緑地の適正な維持管理」「街路樹の適正な維持管理」「樹木・生垣の保全」「樹林地の保全」「農地の保全」です。

公園緑地の維持管理は「公園緑地等維持管理ガイドライン」「公園施設長寿命化計画*」を策定し、

効率的かつ適正な維持管理を進めています。

街路樹は、定期的に樹木診断を実施し、危険木から順次植替えを実施しています。

樹木・生垣の保全は、保存樹木の保全制度について見直しを検討しています。樹林地の保全は、規模や条件がそれぞれ異なることから制度の見直しに至っていません。

農地は、生産緑地の指定を拡充するため、指定方針、指定基準の見直しを行っています。また、生産緑地を買い取り、市民が農体験できる農業ふれあい公園を整備しました。



生産緑地を買い取り、農体験ができる「農業ふれあい公園」を整備

緑を再生させる

「緑を再生させる」ための個別施策は、「公園の改修（リニューアル）」「駅周辺の緑の充実」「境山野緑地の保全」「緑の循環システムの整備」です。

公園緑地は、「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、利用者ニーズに対応した公園づくりに取り組んでいます。

駅周辺の緑の充実では、吉祥寺駅では、駅ビル更新の際に、屋上緑化*や壁面緑化*が行われました。3駅の駅前の広場の整備では、緑地帯や既存樹木を可能な限り残して整備しました。一部の商店街では、多摩産材を使用したプランターでの緑化に取り組んでいます。

境山野緑地の保全については、安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、様々な



近隣の小学校とワークショップを行い、子どもたちの意見を取り入れリニューアルした大師通り公園

視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討しています。

緑の循環システムの整備は、落葉の堆肥づくりを公園やコミュニティセンター、学校などで行っていましたが、東日本大震災後の放射能問題により、堆肥の活用が中止されていました。現在では市民活動により、一部再開しています。

3) 協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

「協働を支える仕組みをつくる」ための個別施策は、「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の表彰制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」「民間活力を利用した緑化の推進」です。

「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」については、仕組みづくりを検討していましたが、既存の制度との関連から実現に至っていません。

「緑の表彰制度の創設」については、平成21年度から実施し、継続して取り組んでいます。

「民間活力を利用した緑化」では、敷地内の樹木の維持管理、公開空地の提供など、民間との連携により新たな緑が創出されています。



緑の表彰・顕彰制度の内容をまとめたパンフレット

協働の取組みを推進する

「協働の取組みを推進する」ための個別施策は、「緑化・環境市民委員会*の活用」「市民主体の

環境講座、啓発事業実施」「緑の情報の発信と共有」「緑を支える活動の支援」「多様な主体による緑の維持管理」です。

緑の基本計画の改定にあたり、「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」を開催し、市民の視点で取組むべき計画の論点を取りまとめました。

「市民主体の環境講座、啓発事業実施」では、ボランティア団体などによる主体的なイベントに対し、共催、後援という形で、緑の啓発事業の支援を行いました。

「緑の情報の発信と共有」では、まちの緑に関する情報誌「みちまちみどり」などにより、質の高い情報を発信しています。

「多様な主体による緑の維持管理」については、ボランティアによる民有地の生垣の刈り込みなど、モデル事業に取り組みました。



緑ボランティア団体による木の花小路公園での七夕まつり

2 計画の論点整理

1「緑の基本計画2008の評価」及び第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」と「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」の提言書を踏まえ、計画の論点を整理します。

(1) 基本理念・将来像・計画の目標について

▶第3章「計画の基本的な考え方」を参照

基本理念・将来像は、旧計画から引き続き継承し、計画の目標については、旧計画の評価を

【表2】 本計画での対応と改定に必要な視点

基本理念	◎「武蔵野市民緑の憲章」で掲げる「緑は市民の共有財産」は、市・市民共通の理念であり、不変的なものとして引き続き継承します。
将来像	◎旧計画で掲げる「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」の将来像は、今後10年も実現に向けて、引き続き継承します。
計画の目標	◎旧計画の「緑被率*30%」の目標は、今後も実現に向けて将来像として掲げますが、減少している緑をまずは守り、より質の高い緑空間を創出することが必要となります。 ◎旧計画の「歩いていくことのできる公園の整備率*100%」の目標は、公園緑地の整備が進みつつも、似たような機能をもつ小規模公園が近接し集中している地域が見られることと、市の財政状況の見通しを踏まえると、これまでと同様の整備が困難であることから、地域のニーズに合わせた公園の配置と柔軟な活用が必要となります。 ◎緑の量についての目標だけでなく、緑の量・質ともに豊かに感じることを目安となる目標が求められます。

踏まえて、将来像の実現に向けて【表2】のような視点が必要となります。

(2) 公園緑地や学校などの公共の緑と水辺について

財政的な状況を踏まえた公園整備

本市では、健全な財政運営を行っていますが、今後の扶助費の増加、老朽化した公共施設の更新や再編、都市インフラの再整備への対応が必要となることが予想されます。公園緑地においても、今後の市の財政状況の見通しから、これまでと同様に公園緑地を整備・拡充していくことが困難なことが予想されます。

近接し類似する既存の小規模公園の活用

これまで公園緑地の整備・拡充を進めてきましたが、地域に偏りが生じています。また、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、既存の資源（ストック効果*）の有効活用が図られていないことが課題となっており、地域の要望やニーズに対応して、活用を進めるためのリニューアルが必要です。

公園緑地・街路樹・学校の緑などの管理

公園緑地については、「公園施設長寿命化計画*」「公園緑地等維持管理ガイドライン」に基づき、

維持管理を行っています。これまでは、「緑被率30%」「歩いて行くことのできる公園の整備率100%」を目標とし、主に面積の確保と空白地域の解消に重点を置き、整備・拡充してきました。今後は、環境対策・防災対策・生物多様性などに、より一層寄与するために維持管理の強化や、地域の理解を得ることと計画的な管理の方針を示すことが重要となります。

街路樹、学校などの公共の緑は、関係部署と連携し、樹木診断を実施するなど、樹木の保全につとめていますが、大木化・老木化による維持管理が課題となっています。学校ビオトープ*は、各学校の教育方針のもと、講座を通して活用されています。

旧施策であげた「境山野緑地の保全」では、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討する必要があります。

「仙川水辺環境整備」は、今後の整備手法や維持管理費などの課題を整理し、方向性を示すことが求められます。

公園や学校の緑などを活用した遊び・地域活動

公園や学校の緑などの資源を有効に活用していくために、子どもの遊び、大人や高齢者の地域活動のニーズを捉え、公園などの機能の強化や地域に寄与する活用方法の検討が重要となります。

(3) 民間の公開空地・農地・ 商業施設などの民有地の緑について

農地減少の対策と災害時の機能も含めた 農地保全のための活用

市内の農地は、相続税の負担や担い手などの課題から減少傾向にあります。都市において農地は、農作物の提供、防災、ヒートアイランド現象*の緩和、農体験による市民参加の場など多様な役割を担っている重要な緑です。このため、保全に努めるとともに、大切さを実感するために「農」に触れる機会をつくる必要があります。

民有地の緑の保全と創出の対策

民有地の緑は減少傾向にあります。住宅地の大木や樹林は、相続による宅地の細分化や維持管理の負担が増し、伐採される場合があります。民有地の緑を保全し、さらに創出していくための緑化啓発・ルールづくり・誘導方策の検討が必要です。

保存樹木・樹林地の保全制度の見直しと 地域の関わり

民家の大木や樹林地は、落葉や越境枝の問題などから、個々の対応だけでは維持していくことが困難になっています。市の保存樹木・樹林の保全制度を見直すことや、身近に緑があることで良好な街並や季節感を享受できるなどの良さの認識を高め、一人ひとりが個々の緑を地域の緑として捉える「共助」の視点でサポートしていく新たな仕組みづくりが必要です。また、高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、地域とのつながりや緑と触れあう機会が希薄になることが懸念されます。一方で、景観・環境・生物多様性などへの期待が高まっています。緑を大切にする意識を高めるため、暮らしの中で緑の良さを実感する仕組みづくりや機会を創出することが求められます。

商業施設や企業などの建物緑化(壁面・屋上)を 推進する制度の検討

商業施設や企業がある地域は、新たな公園緑地などを整備することが困難なため、壁面や屋上を活用した建物緑化を推進していく必要があります。

まちの魅力を高める緑化の誘導方策の検討

市内では、商業施設・民間マンションなどの開発により、新たな緑化や緑を含むオープンスペース*の創出が行われています。減少傾向にある民有地の緑を増やし、まちの魅力を高めるために、質の高い緑化の誘導と評価を行う方策が必要です。

(4) 緑のマネジメントについて

多様な主体と行政との連携による 地域サービスの検討

国では、公園緑地がより柔軟に活用されるよう、整備・維持管理・活用に民間活力を導入していく都市公園法などの改正を行いました。本市においては、地域団体や教育機関、企業など多様な主体との連携や、市の実情に合わせて導入方法を検討する必要があります。また、保育・福祉・防災などで公園緑地の活用が求められることから、関係部署と連携し、横断的なマネジメントをしていく必要があります。

緑を守り育て担い手の発掘と参画を促す仕組み

現状では、市民が緑と触れあう機会の一つとして、緑ボランティア団体がありますが、定期的に活動することの難しさなどから、団体数は微増にとどまっています。今後は、多様なニーズや活動形態に合わせて、生活の中で緑の良さを実感する機会が増えるように、オープンスペースや公園緑地の活用を促す機会の創出が求められます。また、旧計画で協働を支える仕組みをつくる施策を掲げましたが、協働を支える仕組みとして、市と市民をつなぐ活動が行われているものの、市の職員が減少する中で、センター構想のような、専従職員によるマンパワーが必要な事業については、一定の見直しが必要です。

広域的な視点による連携

これまで水辺環境の整備や自然体験、山間部の森林保全の分野で、東京都や近隣自治体と連携して取り組んできました。今後も緑と水の多様な役割を発揮させるために、広域的な視点に立ち、連携を強化していく必要があります。

3 改定のポイント

計画の論点の整理から改定にあたってのポイントを次のように抽出しました。改定のポイントをもとに、計画の基本的な考え方及び将来像を実現するための施策を次章以降に示します。施策の体系は、引き続き継承する個別施策の取り組みなどを含めて、新たに改定する施策体系とします。

▶ 第3章「計画の基本的な考え方」を参照

▶ 第4章「将来像を実現するための施策」を参照

公園緑地などの公共の緑のポテンシャルを活かす

- ◎ 特色ある公園緑地などの機能を強化
- ◎ 公園緑地などの魅力アップの方法

民有地の緑の保全と創出

- ◎ 地域が主体となった緑の保全・活用
- ◎ 緑の効果的な維持と質を高める創出策

緑のマネジメントと多様な主体による新たな連携

- ◎ 多様な主体と行政との連携によるオープンスペースの柔軟な活用
- ◎ より多くの市民・企業市民*・学生の参画を促す仕組み
- ◎ 広域的な視点による連携

第3章

計画の基本的な 考え方



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念： 「緑は市民の共有財産」

市内には、玉川上水・千川上水などの水辺や都立井の頭恩賜公園・武蔵野中央公園・小金井公園などといった拠点や軸となる緑があります。このようなまとまった緑に加え、私たちの身近にある

街路樹・遊歩道、そして市民の手で育まれている住宅の緑、樹木・農地など全てが暮らしに潤いを与え、緑豊かな都市を構成しており、それが本市の特徴となっています。

これらの緑の一つひとつが、人だけでなく多様な生物の命を守り育み、武蔵野の面影や歴史を感じることのできる豊かな環境が、武蔵野市のブランドイメージを保つことにつながっています。

緑は、将来に渡って残すべきかけがえない財

地球に優しい緑

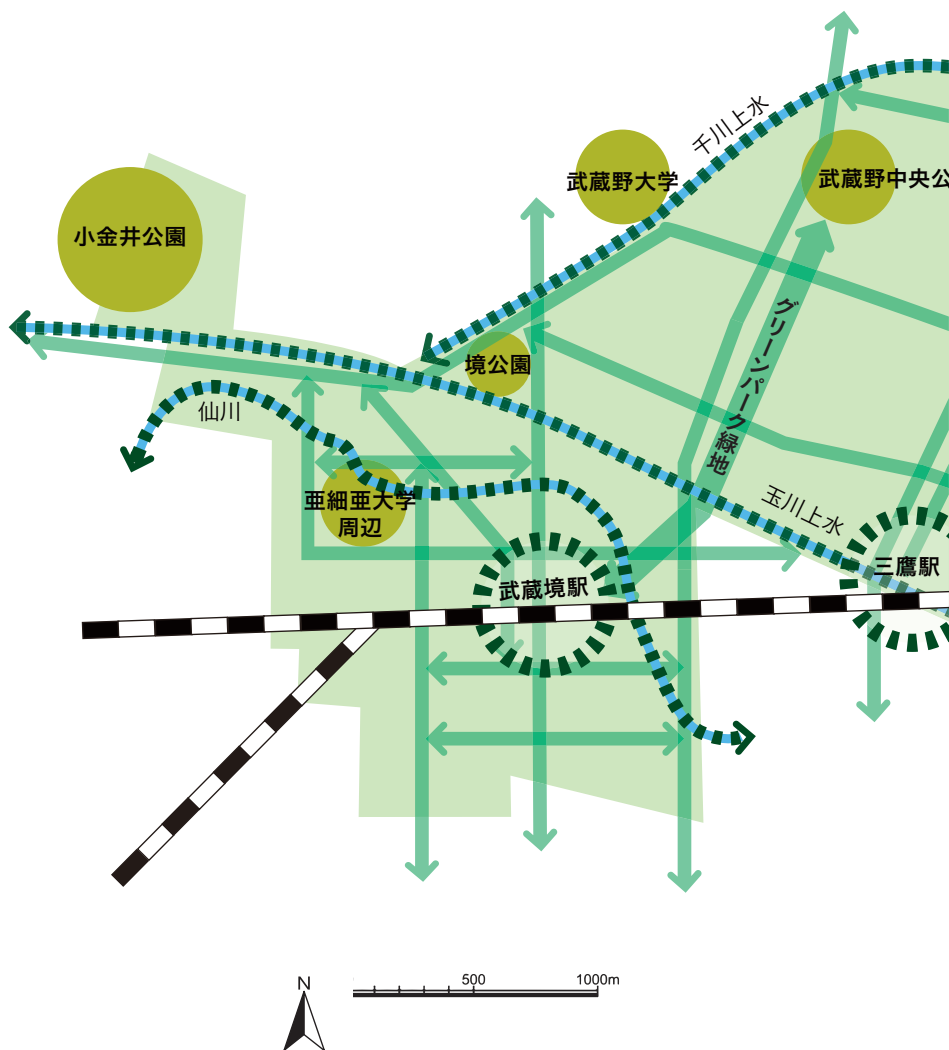
地球温暖化やヒートアイランドなどの環境負荷を軽減する緑を育んでいる。生態系豊かな雑木林や玉川上水などの生物の生息空間が保全されている。

安全・安心をつくる緑

災害時に避難場所となる公園緑地や、延焼・水害を防止する緑により、安全が守られるとともに、緑を媒体とした地域コミュニティの形成により災害や犯罪に強いまちがつけられている。

ゆとり・文化・歴史の緑

緑豊かでゆとりのある住宅地や、市内外の人々に親しまれるまち、昔からある農地、屋敷林・雑木林、地域に大切にされている神社や寺の緑などは、本市ならではの様々な緑のシーンを楽しむ環境を育んでいる。



・図中の境公園は、関前5丁目の約6.6haの区域で指定されている都市計画公園で、一部農業ふれあい公園として整備している。

【図14】緑の将来像

産です。市内の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためには、市民と行政が一丸となって、共通の理念と強い意志のもとで、その保全と創出に取り組む必要があります。

市民の一人ひとりが「緑は市民の共有財産」であることを、理解し協力して、緑を守り・育む取り組みを行っていきます。

2 将来像： 緑の量・質ともに 豊かな武蔵野市

緑の将来像（[図14]）は、緑の量が増えるとともに、様々な緑のシーンを楽しみ、質の高い緑が

豊かにあることです。この将来像は、一人ひとりが「緑は市民の共有財産」という基本理念に立ち、東京都や近隣自治体と連携を深めつつ、緑を守り育てていくことで実現されると考えます。

市域における永続性ある緑地を3割以上確保することが平成6年の「緑の政策大綱*」で示され、「武蔵野市立公園条例*」では、一人当たりの公園緑地を5㎡確保することを定めています。そこで量・質ともに豊かな武蔵野市を表わす緑を6つ掲げます。これらの緑が将来に渡り確保され、様々な役割を果たすために、目標の達成を目指します。

暮らしを彩る緑

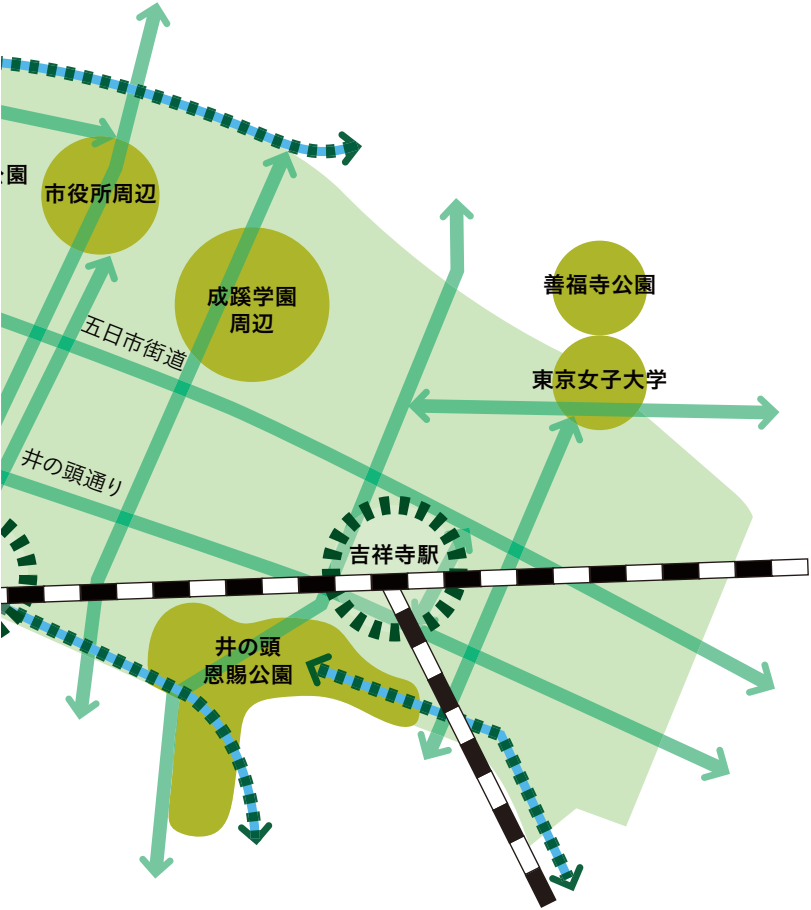
公園緑地やまちに点在する身近な緑は、憩いや安らぎ、運動や遊びの場をもたらし、暮らしに潤いを与えている。また、人々が集う商店街や駅前をはじめ、地域の個性に合った緑がまちの魅力を高めている。

感性を育む緑

緑やそこに生息する野生の生物と触れあうことで、豊かな感性が育まれ、また将来を担う子どもたちの環境教育の場として活用することができる。

協働で守り育む緑

緑の講座や情報交流など、緑と触れあう機会が充実し、「緑は市民の共有財産」の考えのもと、市民・民間・行政が連携し緑を守り育てている。



 水と緑の軸 玉川上水・千川上水・仙川で構成される水辺と周辺の緑の空間	 緑の拠点 環境形成、レクリエーション、防災などの機能を果たすまとまった緑の空間
 緑の軸 街路樹や並木で構成される緑の空間	 駅周辺の緑 緑のまちとしてふさわしい玄関口、駅周辺の商業地域の緑の空間

3 計画のテーマ

将来像の実現に向けて、計画のテーマを設定します。

「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」

本市の緑は、様々な緑のシーンを楽しむことができ、私たちのライフスタイルに潤いを与えてくれます。そして、生物が生息する環境を育んでくれます。

様々な緑のシーンを将来に渡り確保するためには、将来像で示した量・質ともに豊かな緑を保全・創出していくことが重要であり、市民・民間・行政の連携により、緑の保全・創出・維持・活用に取り組む必要があります。実現に向けて「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」をテーマとして、次に示す目標及び緑の方針と施策に沿って計画を進めます。



日々の暮らしの中で緑を楽しむイメージ

4 計画の目標

民有地の緑被地面積が減少傾向にあり、緑被率*は、今後劇的な増加が望めない状況にあることから、以下を目標とします。〔表3・4〕

(1) 今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します

- ◎将来像を実現するために、まずは今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します。
- ◎借地公園*の恒久的な利用を目指します。

〔表3〕 緑被率の目標

指標	現況	将来像(30年超)
----	----	-----------

緑被率	24.3%	30%
-----	-------	-----

〔表4〕 緑被地面積の目標

指標	現況	将来像(30年超)
----	----	-----------

緑被地面積	266.85ha	329.4ha
-------	----------	---------

・ 現況は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書 (平成 29 年 4 月)



緑被率とは
上空からみた樹木・草地・農地などの緑に被われた部分の
市域面積に対する割合

(2) 緑を豊かに感じる場所を増やします

本市では、緑視率*25%以上の地点が（調査箇所100地点中59地点）多い状況にありますが、商業地などでは建蔽率の関係から緑被率は低く緑視率も低い傾向にあります。

緑の量と質の両面で緑を豊かに感じる場所を増やす目安として以下を目標とします。

◎住宅地では緑視率25%以上の地点の数を増やします。（住宅地77地点中53地点が25%）

◎商業地では魅力ある緑空間の創出を目指します。



緑視率とは
ある地点における「見た目」の緑の割合で、25%以上で「緑が多い」と感じるとされています（写真は26.1%）

・調査結果は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）

(3) 地域のニーズに合わせた広さのある公園の配置と柔軟な公園緑地の活用に取り組めます

公園緑地の整備が進みつつも少ない地域がある一方で、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、以下を目標とします。

◎公園緑地の少ない地域（公園空白地域*）について重点的に公園整備を進めます。

◎公園の柔軟な活用を進めるため、地域のニーズに合わせた公園の拡充を進めます。

◎日々の暮らしの中で潤いや魅力を与える緑豊かな公園緑地を目指します。

(4) 緑に関する満足度を高めます

「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書*」（平成29年4月）の緑に関するアンケート調査では、約7割の人が住まい周辺の緑や市内の緑に満足しています。また、約6割の人が「地域の緑を守り育てる市民活動を行っている」または「行ってみたい」と回答しています。このことから、緑に関する満足度をより高めるために、以下を目標とします。

◎多様な主体との連携により質の高い緑を創出します。

◎地域の緑を守り育てるため、市民が自ら参加できる機会を充実します。



子どもや親子が参加する関前公園トンボ池のかいぼり作業

5 緑の方針

本市の緑における全体の方針を以下に示します。本文中の都市公園*の整備及び管理の方針、特別緑地保全地区*、農地の保全の方針、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区*）は、都市緑地法で緑の基本計画に記載することが示されている内容です。（第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」を参照）

(1) 緑のマネジメントと連携の方針 ～緑をみんなで支えていこう～

地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進を図るとともに、市民・民間・行政が連携して、既存の資源（ストック効果*）の有効利用を図ります。連携して緑を支えることで緑や環境の大切さを実感し、地域の緑を次世代に引き継いでいくことにつながる取組みを進めます。また、緑と水のネットワーク*の形成や都市の環境を支えている多摩の森林保全について、関係している東京都や近隣自治体との広域的な連携を図ります。



地域のイベントに活用されている市民の森公園

1) 多様な主体との連携

より多くの市民が暮らしの中で緑の良さを実感し、緑に対して主体的な役割を果たすように市民の意識に働きかけるとともに、緑に関する活動の参加につながる機会の創出を行っていきます。

市民・民間・行政が連携し民間の柔軟な発想の

活用により、緑とオープンスペース*の有効活用を図ります。

2) 地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進

まちの特徴となる街並の趣きや安らぎを与える緑について、都市全体に対する効用を踏まえた緑化推進を図ります。そのためには、緑とオープンスペースの活用・管理・運営を市民・民間・行政が連携し、様々な主体が関わる緑のマネジメントの取組みを行っていきます。

3) 公園緑地と、オープンスペースの持つ資源を有効に活用

本市の貴重な公園緑地やオープンスペースを有効に活用するため、活動のための施設設備や利用に対する柔軟な運用を目指します。

4) 広域的に緑を支えるための連携

緑と水のネットワークは、防災・生物多様性の保全などの点で東京都や近隣自治体などと深く関係しています。また、都市の生活は大気保全や雨水涵養などの点で多摩の森林に支えられていることから、広域的に緑を支えるための連携の取組みを進めます。

▶ 4章の基本施策 -1へ

(2) 公共の緑と水辺の方針 ～緑と水の魅力を輝かそう～

借地公園を含む公園緑地・河川・上水・街路樹・学校などの公共の緑は、都市の貴重な緑と水辺のオープンスペースです。市民一人ひとりが日々の暮らしの中で緑と水辺の良さを実感できるよう、公園緑地などが持つ様々な機能や資源（ストック）を有効に活用します。

また、「武蔵野市 生物多様性基本方針*」（平成29年4月）を踏まえ、生物多様性の確保に留意した緑と水辺の保全と創出を行います。

市民や地域の多様なニーズを捉えた魅力ある公



高架下に整備した鉄道がテーマの武蔵境ぼっぼ公園

園緑地などの活用を進め、長期的な財政予測との整合を図りながら、良好な状態で次世代に継承していきます。

1) 都市公園の整備および管理の方針について

都市公園の整備の方針

都市公園の配置と機能を再整理するため、都市環境・生物生息環境・防災・景観的な効果などの存在効用と、休憩・遊び・運動・健康づくり・活動の場などの利用効用に着目し、地域の特性を踏まえた効果的な整備を行います。

今後、社会保障費などに要する経費や公共施設の老朽化への対応などによる投資的経費の増加により公園整備費が限られることや、まとまった公園用地を確保し整備していくことが難しいケースも考えられることから、地域の公開性のあるオープンスペース、例えば神社や寺、駅前広場、商業施設などの屋上庭園、民間の自主管理公園の立地も考慮した公園整備を進めます。

既存公園の拡充を進めるとともに、充足している地域においては、既存公園の資源を活かします。地域のニーズにあった魅力ある公園への改修と、東京都や近隣自治体などと連携した公園整備に取り組めます。

「公園・緑地リニューアル計画*」を見直し、多様な世代、多様なニーズを捉えた公園を計画的に整備します。

都市公園の管理の方針

公園緑地で生じている利用上の課題や、求められている様々なニーズに対応する必要があります。

適正な運用を図るための仕組みと活動の支援などに取組めます。

「公園施設長寿命化計画*」、「公園緑地等維持管理ガイドライン」に基づき、安全な施設への更新と計画的な維持補修を実施します。

都市公園の整備および管理における民間との連携について

都市公園の整備および管理については、地域の実情を踏まえ、ボランティア団体を含めた民間との連携について長期的な視点を持って研究・検討します。

2) 河川・上水・街路樹・学校などの緑の整備および管理の方針について

水辺や街路樹などの緑を良好な状態で継承していくとともに、新たな魅力や美しい街並景観を形成する緑を創出します。

「仙川水辺環境整備基本計画*」に基づいた整備手法や維持管理については、関係機関と協議し見直しを検討します。

基幹ビオトープ*に代表される身近な生物と触れあい、学ぶ場については、保全に努めます。

千川上水は、「千川上水整備基本計画*」の適切な見直しを図りながら整備と管理を行います。

玉川上水は、東京都や近隣自治体と連携し、緑の保全と創出を推進します。

街路樹などについては、長期的な視点で、自然樹形を活かした維持管理と安全性や地域特性に配慮し、適切に更新します。

学校の緑は、まとまりのある緑として保全に努めます。

▶ 4章の基本施策 -2、3へ

(3) 民有地の緑の方針 ～暮らしに緑の恵みを育もう～

緑豊かで住みやすいまちとして評価される本市の大部分を占める住宅地の緑について、身近な花や緑を増やし、暮らしている人々の温かみを感じるまちづくりを進めます。



住宅の花と緑で彩られている良好な街並

また、都市における農地の多様な役割を発揮できるように農地の保全に努め、市民が「農」に触れる機会を創出します。

さらに、「武蔵野市民緑の憲章」に基づき、市民の共有財産として、市民・民間とともに緑化を推進し、暮らしを彩る多彩な緑を演出します。

1) 民有地の緑の保全および緑化の方針

保存樹木・樹林地の保全の方針

市内の保存樹木に関する保全制度を見直すとともに、地域の理解と協力を得ることが必要な大木や樹林については、地域の緑としての価値を共有するための情報発信や普及啓発を推進します。

保存樹木・樹林*の所有者だけで保全するのではなく、地域の歴史を語り継ぐためにみんなで支えていく仕組みを検討します。

緑を保全するために建築行為などを制限する「特別緑地保全地区*」については、制度の研究を行います。

農地の保全の方針

農地は農作物の生産の場ですが、その他にも、災害時の避難場所となり延焼を遮断する防災機能、ヒートアイランド現象*の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能などの重要な役割を担っています。都市農地を都市における貴重な緑地として位置付け、保全に努めます。

市内に残り少なくなった農地を保全するため、生産緑地の買い取り制度を活用するとともに、指定条件の見直しに基づいた地区の指定と保全に努めます。また、保全につながる仕組みとして、指定から30年が経過する生産緑地については、「特

定生産緑地制度」に基づく指定に積極的に取り組むほか、東京都の制度である「農の風景育成地区*」の指定や農地の貸借に関する制度の活用に関する研究と検討を行います。

民有地の緑化推進の方針

市域全体を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区*）」に位置付けます。

民有地の緑の新たな創出のため、緑・環境の大切さを伝える啓発活動に積極的に取り組み、接道部緑化*助成や景観まちづくりに関する制度を積極的に周知します。また、民有地を地域住民の利用に供する緑地として、整備・公開する「市民緑地認定制度*」の活用を検討します。

質の高い緑を創出し、良好な景観形成を図るため、「まちづくり条例」及び「緑化に関する指導要綱」に基づく指導については、用途地域や建物用途に応じた基準の見直しを行います。

一定規模以上の開発事業については、「まちづくり条例」に規定する「景観検討会議*」での専門的知識を取り入れながら、効果的に協議を進めます。

住宅地については、花と緑の創出により身近な緑を実感できる取り組みを進めます。



都市における貴重な農地の保全



ベランダの花と緑によって形成された良好な街並

▶4章の基本施策-4、5へ